

被災建築物

第27号

令和6年12月25日

応急危険度判定

〇Ｑ通信

目 次

令和6年能登半島地震における応急危険度判定について

国土交通省住宅局建築物事故調査・防災対策室 1

地震コーナー

宮城県における職員の参集方法

宮城県土木部建築宅地課 5

訓練コーナー

大阪建築物震災対策推進協議会の応急危険度判定実施本部 開設運営訓練に参加して

愛知県建築局公共建築部住宅計画課 7

解説コーナー

被災後の判定の違い

神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課 9

情報コーナー

所有者向け被災度区分判定について

木造住宅の地震後の安全チェック『この家(うち)、住み続けていいのかな?』

一般財団法人日本建築防災協会 10

令和6年能登半島地震における応急危険度判定について

国土交通省住宅局建築物事故調査・防災対策室

1. はじめに

令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方でマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県で最大震度7を記録したほか、新潟県で震度6弱、富山県と福井県で震度5強を記録しました。同地方では、平成30年頃から地震回数が増加傾向にあり、令和2年12月から地震活動が活発になり、令和3年7月頃からはさらに活発になっていたところ、令和5年5月5日にはマグニチュード6.5の地震が発生し、石川県で最大震度6強を記録しました。以降も、地震活動がさらに活発になっていましたが、時間の経過とともに地震の発生数は減少していた中で、今回の地震が発生しました。

この度の地震では、死者489人を含む1,870人の人的被害が発生したほか、住家被害についても、全壊6,445棟、半壊23,225棟に上る甚大な建物被害が発生しました。

地震発生を受け、被災した建築物について、余震等による倒壊の危険性や外壁、窓ガラス等の落下物等の危険性を判定し、居住者はもとより付近を通行する歩行者等に対しても、危険性を情報提供することにより、二次災害を防止することを目的とした被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）が実施されました。

2. 地震の概要

発生日時：令和6年1月1日16時10分

震 源：石川県能登地方

規 模：マグニチュード7.6

深 さ：16km

震度5強以上を観測した地域：

- ・震度7 石川県（志賀町、輪島市）
- ・震度6強 石川県（七尾市、珠洲市、穴水町、能登町）

- ・震度6弱 石川県（中能登町）、新潟県（長岡市）
- ・震度5強 石川県（金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町）、新潟県（新潟中央区、新潟南区、新潟西区、新潟西蒲区、三条市、柏崎市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、南魚沼市、阿賀町、刈羽村）
- 富山県（富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村）
- 福井県（あわら市）

人的被害：死者489人、行方不明者2人、
 負傷者1,379人
 住家被害：全壊6,445棟、半壊23,225棟、
 床上浸水6棟、床下浸水19棟、
 一部破損120,029棟

※人的被害、住家被害は、令和6年12月24日の消防庁第116報より

3. 応急危険度判定の実施態勢

発災直後に、被災市町では判定実施本部を設置し、判定活動を実施する主体として活動を開始するとともに、被災県では支援本部を設置し、市町の判定活動を支援しました。

また、被害が甚大で被災県のみでは判定活動を行うことが困難であったため、被災県が所属する中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会（以下「中部ブロック」という。）では、1月2日に会長県である愛知県に広域支援本部を設置し、中部ブロック内の広域的な支援についてとりまとめが行われました。

さらに、石川県内においては、道路等のインフラの復旧の遅れが影響し、発災直後の判定活動が開始できていなかった奥能登エリアの市町での判定活動が1月10日から開

始されました。1月11日に中部ブロック会長県からの全国支援要請を受け、国土交通省住宅局建築指導課に全国支援本部を設置し、全国の各ブロック会長県や広域支援本部と連絡・調整を行い、より広域的な支援を行いました。なお、今回の判定活動では、被災県における受け入れ態勢の調整が難航したことから、全国支援要請の対象を被災ブロックに隣接する 10 都県建築物応急危険度判定協議会（以下「関東ブロック」という。）と近畿被災建築物応急危険度判定協議会（以下「近畿ブロック」という。）の2ブロックに限定して行いました。

4. 協議会会員の協力態勢

地震の発生を受け、国土交通省住宅局建築指導課から全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「協議会」という。）会員の建築関係団体（独立行政法人都市再生機構、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人マンション管理業協会、一般社団法人日本建設業連合会）に対し、協力要請への備えを依頼しました。

その他の都道府県会員についても、協議会事務局である一般財団法人日本建築防災協会から、随時、応急危険度判定の検討状況等の情報提供を行い、広域支援要請に備えました。

5. 応急危険度判定の実施結果

発災翌日の1月2日から判定活動を順次開始し、4県20市町において、延べ2,668人の応急危険度判定士（以下「判定士」という。）で、建築物37,055件の判定を実施しました。

新潟県では1月2日から10日間で延べ420人・日の判定士により2,053件、富山県では1月3日から14日間で延べ324人・日の判定士により3,364件、石川県では1月4日から18日間で延べ1,916人・日の判定士により31,600件、福井県では1月3日に延べ8人・日の判定士

表 応急危険度判定の実施結果

実施期間	実施都道府県	実施状況				対応人数 （延べ）
		計	危険 （赤）	要注意 （黄）	調査済 （緑）	
1/2～11	新潟県	2,053 件	212 件	876 件	965 件	420 人・日
1/3～16	富山県	3,364 件	619 件	1,212 件	1,533 件	324 人・日
1/4～21	石川県	31,600 件	12,615 件	8,790 件	10,195 件	1,916 人・日
1/3	福井県	38 件	6 件	14 件	18 件	8 人・日
合計 （割合）		37,055 件 （100%）	13,452 件 （36%）	10,892 件 （29%）	12,711 件 （34%）	2,668 人・日

により38件の判定が実施されました。(表)

特に、石川県内の応急危険度判定においては、中部ブロック、関東ブロック、近畿ブロックからの応援や、国土交通省からのTEC-FORCEとしての応援がありました。延べ2,668人・日の対応人数のうち、支援要請に応じて、約1,600人・日が茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、国土交通省から、約400人・日が民間の団体からの応援を受けました。

6. 今回の応急危険度判定の振り返り

今回の応急危険度判定について、国土交通省として総括的に振り返り、今後の参考となる点と課題となる点について以下のとおり整理しました。

○今後の参考となる点

① 被災状況等を鑑みた判定対象エリア等の十分な精査や判定士の広域派遣による判定活動の長期化の抑制

…近年の応急危険度判定では、特にオペレーションタイプB(要請に応じた対応)にした場合、要請が殺到し判定活動の終了時期の設定に苦慮した結果、判定期間が長期化するケースが見受けられたが、今回の判定活動では、被災自治体において判定実施区域を十分に精査し、一部の市を除く被災自治体でオペレーションタイプA(区域を限定した外観調査)を採用し、終了目標時期を見定めた上で活動を実施することができた。

また、被災ブロックである中部ブロックをはじめ、関東ブロックと近畿ブロックからの応援や国土交通省からのTEC-FORCEとしての応援、民間判定士の応援があり、判定士の広域派遣ができたことも判定活動の長期化の抑制につながったと考えられる。特に、近畿ブロックにおいては、過去の地震での経験からプッシュ型で被災自治体へ応援に入り、判定士としての活動に加え、判定実施本部の業務についても応援をいただいた。

平時から被災建築物応急危険度判定必携の震前マニュアル等を活用し、判定実施区域や判定実施順位等の必要な事項について定めた震前実施計画を作成しておくことや、ブロック内外問わず担当者間で連携をとれる態勢の構築が重要であると考えます。

② 過去の災害対応を踏まえた連絡態勢の構築

…石川県では、同じ能登地方で令和5年5月に発生した地震において応急危険度判定が実施されていたため、

県と市町の連絡態勢が整備されており、初動期の連絡が円滑に行われた。平時から連絡訓練等を実施し、関係者との連絡態勢を整備しておくことが重要であると考えます。

○今後の課題となる点

① 交通・通信等のインフラが大きく被災した中での、実施態勢の速やかな確立

…今回の応急危険度判定で対応に最も苦慮したことは、応援の受け入れ態勢の構築であった。今回の地震は半島地域で発災したこともあり、道路や通信等のインフラの復旧の遅れが影響して、奥能登エリアの被害状況が把握できない状態が続き、一部の被災自治体で発災直後に判定活動を開始することができなかった。

また、被災自治体側の判定実施本部や宿泊先等の受け入れ態勢の調整及び応援自治体側の移動手段の確保等の応援時の初動調整等に時間を要し、奥能登エリアの実施態勢の確立に時間を要した。宿泊先の手配に難航した結果、遠方の宿泊先から判定実施場所まで車の運転による長距離の移動や、会議室等での寝泊まりが余儀なくされる等、過酷な環境での判定活動であった。国土交通省としても、早めに全国支援に踏み切りたいと考えていたが、被災自治体側の受け入れ態勢の調整が難航し、いつでも応援に行けるように調整いただいていた応援自治体に一定期間の待機等の負担をかけることとなった。

平時からの判定実施本部や宿泊先等の受け入れ態勢の整備や自己完結型の応援態勢の準備、プッシュ型支援の基準の検討等の対応が必要であると考えます。

② 現地での判定士の活動や制度趣旨、判定を受けた建物の今後の使用等に関する建物所有者や近隣の住民への的確な情報提供

…発災直後に住宅等の周辺で判定活動を行うため、応急危険度判定の制度を知らない住民に対して、不信感を与えることや被害認定調査等の別の調査と混同されることがある。判定活動中であることが一目でわかり住民に不信感を与えないような対応や、応急危険度判定の趣旨等を理解いただくためのチラシの配布・ポスティング等の対応について検討することが必要であると考えます。

また、判定活動終了後に、判定結果や今後の建物の使用等に関し、住民がどこへ相談すればよいのかわからないという声が聞かれた。

判定終了後に、今後の建物の使用等に関する相談を

受け付ける窓口の開設状況等を建物所有者に案内する方法について検討することが重要であると考え。なお、国土交通省では、この度の地震を受け、木造戸建て住宅について、居住者自身が住宅の状況をチェックのうえ、そのまま住み続けてよいか、専門家に相談した方がよいかを判定する方法を整理し、木造住宅の地震後の安全チェック方法としてパンフレット（情報コーナー参照）を作成し、公表している。

③ 判定活動の迅速化・効率化のための判定支援ツール活用等の検討

…今回の判定活動では、協議会で運用を検討している判定支援ツールの活用は実現しなかったが、輪島市では独自に開発していた被害認定調査に関するツールに、応急危険度判定の判定項目を組み込んだツールを活用し、タブレットを用いた判定活動が行われた。タブレットによる調査は、悪天候時の判定活動を効率化させたと同時に、被害認定調査のツールに組み込むことで、応急危険度判定の調査結果の一部を被害認定調査に活用することができ、り災証明の作業まで一貫して行うことができるなど、その有用性が確認された。

今後の判定活動の迅速化・効率化のために、判定支援ツールの活用に向けた検討をより一層進めていく必要があると考える。あわせて、被災地への参集準備や実際の判定活動時において、応急危険度判定の実施に必要な現地の情報をオンラインで共有するシステム等についても、検討を進めていく必要があると考える。

また、現行の被災建築物応急危険度判定マニュアルの発行から約25年が経過し、これまでの応急危険度判定の経験を踏まえた知見が蓄積されている。判定活動の迅速化・効率化に向けた判定基準や実施方法等の見直しを行うために、現行のマニュアルの見直しの検討を行う必要があると考える。

④ 民間判定士等の判定活動経費を負担する被災団体における財源確保等の確認

…判定活動に要する経費の負担については、「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン」に、基本的な考え方が示されており、行政判定士等に係る経費については応援団体が、民間判定士等に係る経費については主に被災団体が負担することとされている。今回の判定活動では、約400人・日もの民間判定士の協力を得たところであり、応援対応人数の約2割を占め、判定活動の実施にあたって大きく貢献いただいたところである。

今後の災害においても民間判定士等の協力を得て円滑な判定活動が実施できるよう、民間判定士等の負担を軽減し応援を得やすい態勢を整えることが重要であり、被災団体が負担する民間判定士等の経費について、その財源確保の方法や民間判定士等への支給方法などを確認・整理する必要があると考える。

7. おわりに

今回の応急危険度判定を通じ、今後の課題が改めて確認されたと感じています。課題については、中長期的に検討していく必要があるものもありますが、来る南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模地震に備えるためにも、各課題への対応が急がれます。国土交通省としましても、引き続き協議会の皆様と連携させていただき、応急危険度判定の更なる向上に向け、一緒に検討してまいりたいと思います。

おわりに、改めて今回の応急危険度判定が無事に実施されたのは、様々な関係者のご協力があったことであつたと実感しています。この場をお借りして、今回の応急危険度判定に従事いただいたすべての関係者にお礼を申し上げますとともに、引き続き応急危険度判定活動についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. はじめに

宮城県では、他の都道府県で地震災害が発生し、被災地で実施される被災建築物応急危険度判定の派遣要請があった場合の事務処理を定めた「宮城県被災建築物応急危険度判定県職員派遣マニュアル」を作成しています。

このマニュアルは、平成28年4月の熊本地震、同年10月の鳥取県中部地震において、判定士の県外派遣の実績を踏まえて平成29年1月に作成したもので、国内で震度6弱以上の地震が発生した際の県の対応をまとめたものとなっています。

今後、国内で震度6弱以上の地震が発生し、派遣要請があった場合には、このマニュアルに則り、すみやかに県職員判定士を現地に派遣できるよう体制を整備しています。

2. 県職員派遣候補者名簿について

派遣体制は、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請があった場合に備え、被災建築物応急危険度判定士の登録を行った県職員から県外派遣候補者を20人選出し、そのうち

表1 派遣候補者名簿

派遣隊	氏名	登録番号	判定経験
A班	1 ○ ●● ●●	△△△△	○
	●● ●●	△△△△	×
	2 ○ ●● ●●	△△△△	○
	△ ●● ●●	△△△△	×
	3 ●● ●●	△△△△	○
	●● ●●	△△△△	×
	4 ●● ●●	△△△△	○
	●● ●●	△△△△	×
	5 ●● ●●	△△△△	○
	●● ●●	△△△△	×
派遣隊	氏名	登録番号	判定経験
B班	1 ○ ●● ●●	△△△△	○
	●● ●●	△△△△	×
	2 ○ ●● ●●	△△△△	○
	△ ●● ●●	△△△△	×
	3 ●● ●●	△△△△	○
	●● ●●	△△△△	×
	4 ●● ●●	△△△△	○
	●● ●●	△△△△	×
	5 ●● ●●	△△△△	○
	●● ●●	△△△△	×

ち10名をA班、残りの10名をB班としています（表1）。

A班とB班は、派遣要請があり次第すみやかに現地へ赴く「1次隊」、1次隊の判定終了と入れ替わりで現地へ赴く「2次隊」に分かれており、下記のように3ヶ月ごとに入れ替わります（表2）。

表2 1次隊・2次隊の担当

	1次隊	2次隊
4月～6月	A班	B班
7月～9月	B班	A班
10月～12月	A班	B班
1月～3月	B班	A班

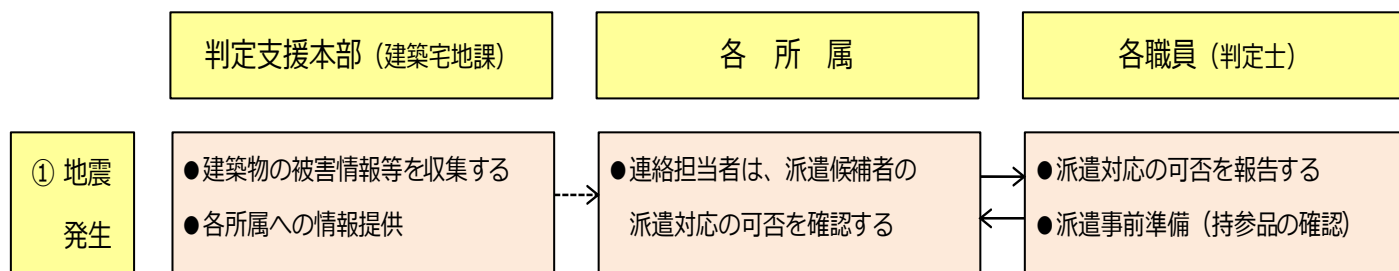
3. 国内で震度6弱以上の地震が発生した場合

国内で震度6弱以上の地震が発生した場合、宮城県では県外派遣フロー（図1）と連絡体制図（図2）に則り、県外派遣候補者の派遣対応の可否の確認を行うこととなっています。

令和6年1月1日（月）午後4時10分に発生した能登半島地震では、午後5時30分までに1次隊（B班）の職員判定士10人全員に電話連絡を行い、同日付で派遣待機としました。派遣待機中、1次隊の職員判定士は、通常業務と並行して、判定業務内容の確認や、派遣先に持参する資機材等の確認を行いました。派遣待機は、全国協議会からの最終報が出された1月21日（日）まで継続しました。

職員判定士の参集方法については、各行政庁ごとにさまざまと思いますが、宮城県の取組みを参考にいただければ幸いです。

図1 県外派遣フロー（地震発生時）



国内で

※全国協議会からの情報（47都道府県）

※判定業務内容を確認

震度6弱以上

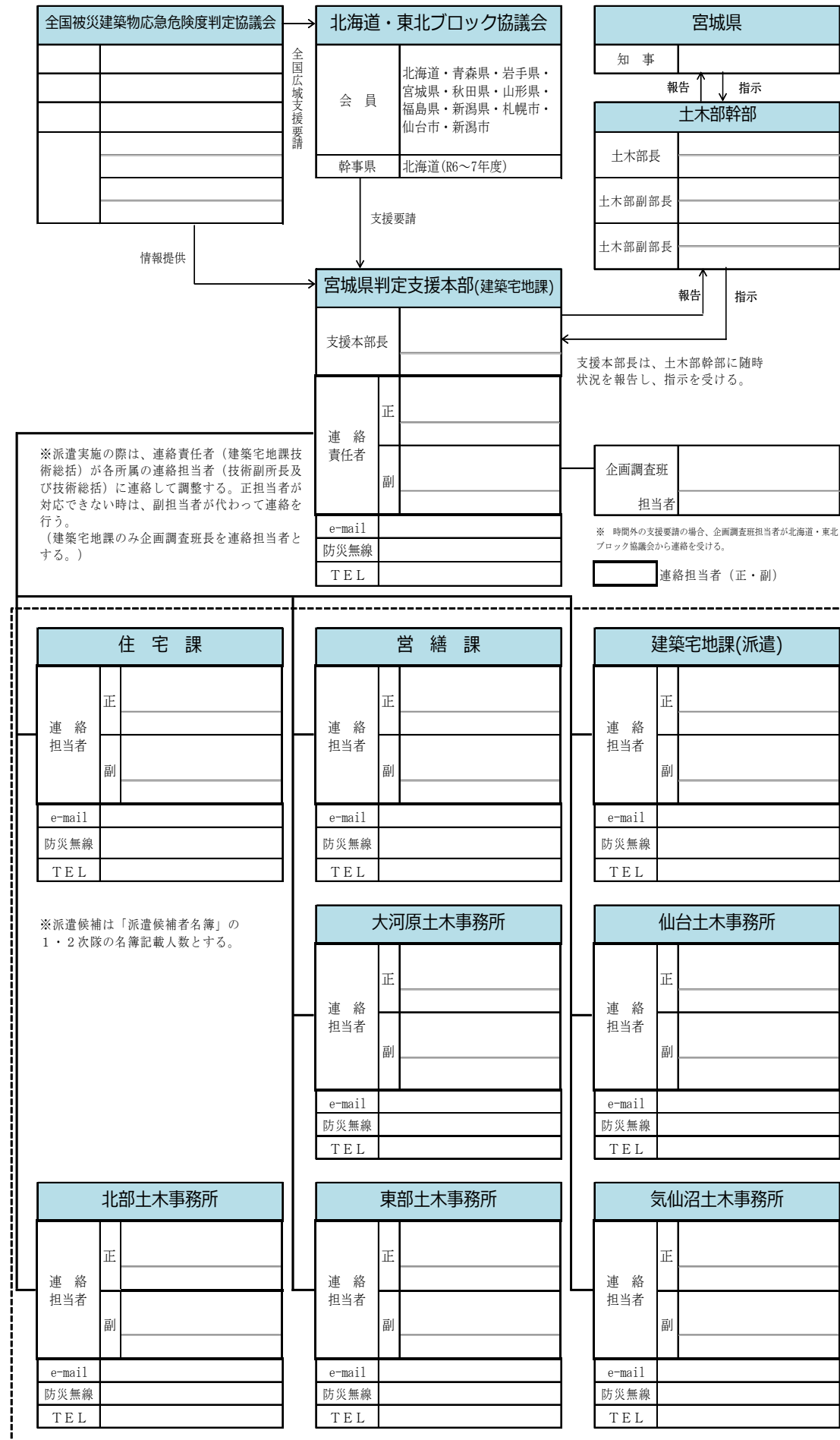
※ブロック協議会からの情報（7道県+3指定都市）

※判定資機材一覧表を確認

※被災自治体の災害対策本部の情報

図2 連絡体制図

宮城県職員判定士の県外派遣に関する連絡体制図



訓練コーナー 大阪建築物震災対策推進協議会の応急危険度判定実施本部 開設運営 訓練に参加して

愛知県建築局公共建築部住宅計画課

1. はじめに

本県を含む多くの地域で南海トラフ地震による甚大な被害が想定されており、応急危険度判定の体制整備はますます重要となっております。本県では、応急危険度判定の迅速かつ的確な実施のため、県、市町村及び建築関係団体からなる協議会を設立し、模擬訓練や連絡訓練、コーディネーター講習会を毎年開催し、体制整備を進めております。

この度、本県での今後の訓練の参考とさせていただくため、愛知県庁と県内市役所の職員計3名で、大阪建築物震災対策推進協議会の応急危険度判定実施本部 開設運営訓練に参加させていただきました。訓練の内容と得られた知見を共有しますので、各地での訓練の参考としていただければ幸いです。

2. 訓練の概要

主 催 大阪建築物震災対策推進協議会

開 催 日 令和6年7月8日（月）午後

開催場所 大阪府茨木市役所

参 加 者 大阪府内市町村職員はじめ約 100 名

訓練内容 ○実施本部の運営事例について（講義）

○実施本部の開設運営訓練

- ・会場設営、資機材準備
- ・受付、資機材受け渡し
- ・判定士への説明
- ・模擬判定
- ・判定士帰還の受付、集計、色塗り
- ・判定支援ツールを活用した判定訓練

○意見交換、情報提供等

3. 実施本部の運営事例について（講義）

運営事例についての講義では、大阪北部地震(H30)での判定や能登半島地震(R6)での実施本部員派遣などの経験をお話いただきました。経験談を先に聞くことで実際の状況がより具体的にイメージでき、その後の訓練の効果が高くなっていると感じました。初動対応の内容が中心で、主なポイントは以下のとおりです。

- ・発災時にマニュアルを読んでいる余裕がないため、実施本部のフローを1枚にまとめ、時間経過ごとにやることが一目でわかるようにした。各市町村の担当課室の壁に貼っている。

- ・初動対応をロスなく実施するため、平時から被災状況を把握するパトロール経路図や判定活動のための区割図を作成しておくなど、マニュアル化及び役割分担の明確化により、各自が行動できるよう意識させる。
- ・ホワイトボードを活用し、判定方法や整理番号のルール、一日のタイムスケジュール、中止基準、緊急連絡先等を判定士に周知することで実施本部員が説明する時間を省略する。

4. 実施本部の開設運営訓練

訓練は6人を1班として、各班で場面ごとに実施本部員と判定士の役割を入れ替えながら、判定士と実施本部の双方の視点から訓練を行いました。訓練シナリオに沿って、実施本部の会場設営から調査票の集計までの作業を一つ一つ実際に体験しました。

発災直後の混乱の中でも初動対応を的確に実施するためには、より具体的に行動をイメージし、職員間で共有することが重要であると改めて認識しました。主なポイントは以下のとおりです。

- ・訓練の流れ

	実施本部役	判定士役
会場設営、資機材準備	机を並べる 資機材を取りに行く	
受付、資機材受け渡し	判定士の受付 資機材の説明	受付 説明を聞く
判定士への説明	判定活動の説明 注意事項の説明	説明を聞く
模擬判定		写真による判定演習
判定士帰還の受付、集計、色塗り	帰還の確認 集計作業の説明	判定表集計 区割図へ色塗り
判定支援ツールを活用した判定訓練		システム操作演習

- ・円滑な判定実施のため、付属棟や空き家の判定の要否や被災建物の写真撮影のルール等を実施本部の方針として判定士へ説明するとよい。
- ・実施本部を意識して模擬判定を行うことで、判定にあたり省略しても差し支えない部分がイメージできる。
- ・区割図の色塗りは判定士が行う方が効率的。
- ・判定ステッカー注記欄は、差し込み印刷により記載を省略するとともに、住民に分かりやすく注意事項を記載することで実施本部への問合せ件数を減らす。

また、紙媒体での訓練を一通り実施したのち、スマートフォンアプリの判定支援ツールを活用した判定訓練も実施しました。能登半島地震においても一部導入されたと聞いておりましたが、支援ツールを活用した判定作業は、集計作業や区割図の色塗りの効率化につながることを実感しました。

5. 本県での訓練の開催について

本県では、コーディネーター講習会にて、既定の様式により実施本部開設の報告をするなど、一部実施本部に関する訓練を行っておりますが、実施本部の開設運営を一通り実践する訓練はこれまで開催しておりません。今回、大阪府の訓練が非常に有意義であると感じましたので、今後、本県でも実施本部開設運営訓練の開催を検討していきます。

これまでも、各都道府県で応急危険度判定について各種訓練を実施されております。毎年度全国協議会アンケートで昨年度実施済み及び今年度実施予定の訓練について、とり

まとめがされておりますのでご参考としてください。各都道府県が工夫して訓練を実施しているところかと思いますが、是非他の都道府県との交流の中で、より有効な訓練となるようご検討いただきたいと思います。

また、大規模災害時には都道府県の枠を超えた全国支援が必要となります。迅速な広域連携を行う上でも、顔の見える関係性は有効だと思います。引き続き、他都道府県とも連携・協力し、応急危険度判定の体制整備を進めていきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

6. おわりに

本訓練は、もともとは大阪府内の市町村を対象としたものですが、大規模災害を想定すると他地域ブロックとの連携が必要であるということで本県へもお声掛けをいただきました。最後に、お声掛けいただきました、大阪府の方々へ深い感謝の意を示します。ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

【訓練の様子】



1. はじめに

被災建築物応急危険度判定（以下、応急危険度判定）は他の判定に先駆けて活動が実施されることになります。

判定後には調査結果を示す「判定ステッカー」を建築物の見やすい場所に表示し、調査完了となります。

しかし、この後「被災宅地危険度判定（以下、宅地危険度判定）」が実施される事となった場合や、被災者から罹災証明書の交付申請があった際の「被害認定調査」のため、宅地や建物を調査することになります。

ここではそれらの内容について整理し、応急危険度判定の活動前にその違いを理解しておく事の意義について触れたいと思います。

2. 判定・調査の目的

【応急危険度判定】

大地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊や、外壁等の部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建物へ立ち入りの危険度を判定するものです。

【宅地危険度判定】

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止し住民の安全の確保を図るため、被災した宅地の危険度を判定するものです。¹⁾

【罹災証明書交付のための被害認定調査】

罹災証明書は、被災者が「支援金の支給」や「災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与」等を受けるために、市町村から交付を受ける必要のある書類です。被害認定調査は、罹災証明書を交付するため市町村が建物の調査をするものです。^{2) 3)}

3. おわりに

被災した住宅の応急危険度判定を実施していると、居住者の中には、被害認定の調査をしているものと勘違いされる方がいらっしゃいます。

また、応急危険度判定と宅地危険度判定の両方の判定が行われた場合、一つの建物に2枚の判定ステッカーが表示されることとなります。



写真：2種類の判定ステッカー

（神奈川県派遣職員による宅地危険度判定時の撮影）

これらの際、判定士は正しい知識を持って、調査の違いを説明し、住人の方に納得してもらう事が重要です。

今後、判定活動を実施する事になった際には、これらの知識がきっと役に立つと思います。

【出典】

- 1) 「被災宅地危険度判定制度」、被災宅地危険度判定連絡協議会
<https://www.hisaitakuchi.jp/judgment.html>
- 2) 「罹災証明書とは」、内閣府防災情報
<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/higainintei/dai1kai/pdf/sanko01.pdf>
- 3) 「災害にかかる住家の被害認定について」、内閣府防災情報
<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/higainintei/dai1kai/pdf/sanko01.pdf>



図：応急危険度判定と罹災証明の目的の違い
（神奈川県耐震セミナー 展示パネルより）

情報コーナー 所有者向け被災度区分判定

木造住宅の地震後の安全チェック『この家(うち)、住み続けていいのかな?』

一般財団法人日本建築防災協会

令和6年能登半島地震により被害を受けたお住まいに、そのまま住み続けてよいか一般の方が判断することは困難です。

本協会では、国土交通省の要請を受け、地震により大きなゆれを受けた住まいについて、簡単なチェックにより、住み続けることができるか、あるいはお住まいの市町村や専門家に相談した方がよいかを判定できるパンフレットを作成しました。

本パンフレットは、被災度区分判定基準(木造編)を元に作成されており、総合判定の結果、専門家へ相談する場合には、被災度区分判定基準講習会を修了した「被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」を紹介しています。

以下に、本パンフレットの概要を示します。

判定できる住まいの要件(適用範囲)

以下4つの要件の全てに当てはまる木造住宅(店舗併用住宅を含む軸組構法または枠組壁工法)

- ☐ 震度5強以上のゆれを受けた
- ☐ 大きな被害(家全体が傾く、柱が折れる、外壁が外れるなど)はない
- ☐ 平屋、2階建て、3階建てのいずれか
- ☐ 1981年(昭和56年)6月以降に建てた

チェック1 敷地や住まいの状況を確認します

- ① 敷地内に液状化やひび割れがある
- ② 床をもの(野球のボール等)が転がる
- ③ 窓の開閉がしづらくなった

チェック2 基礎の状況を確認します

- ① 基礎に大きな損傷がある
- ② 基礎にひび割れ(幅0.3mm以上が目安)が3か所以上ある

チェック3 内壁と外壁で最も損傷している部分の状況を確認します

内壁仕上げと外壁仕上げの損傷の程度

- イ 目立つ損傷がない
- ロ 損傷が比較的小さい
- ハ 損傷が比較的大さい

チェック4 お住まいの地域の震度を確認します

- ☐ 震度7、震度6強、震度6弱 ⇒判定Aへ
- ☐ 震度5強 チェック3がすべてイ ⇒判定Aへ
- 震度5強 チェック3でロがある ⇒判定Bへ

総合判定

判定A このまま住み続けて大丈夫です。

判定B お住まいの市町村や専門家へご相談ください。

詳細については、下記のURLまたはQRコードからダウンロードしてご確認ください。

もし、今後、大きな地震が発生した際に、本パンフレットを活用いただくことで、円滑な復旧・復興に寄与することができれば幸いです。



www.kenchiku-bosai.or.jp/srportal/srknow/anzenchek/



判定士の皆様へ 転居などにより登録内容に変更が発生した際は、登録先へ変更届のご提出をお願いします。

問い合わせ先：山形県県土整備部建築住宅課建築安全推進担当

TEL 023-630-2640

FAX 023-630-2639

発行/全国被災建築物応急危険度判定協議会

ホームページアドレス <https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/>